

## 令和2年度第1回長野市環境審議会 議事録

### 【開催概要】

- ・日 時：令和2年7月15日（水）午前10時から午前11時45分
- ・場 所：長野市役所第一庁舎7階 第1・第2委員会室
- ・出席者  
委 員：大澤会長、高見澤副会長、穴山委員、倉崎委員、篠田委員、錦織委員、山岸委員、赤羽委員、関川委員、竜野委員、早川委員、小川委員、小林委員、松本委員、望月委員、  
事務局：宮尾環境部長、長谷部環境保全温暖化対策課長、高木廃棄物対策課長、稲葉生活環境課長、中根資源再生センター所長、内山衛生センター所長、山口主幹兼環境保全温暖化対策課長補佐、新井環境保全温暖化対策課長補佐、桑原環境保全温暖化対策課長補佐、吉原環境保全温暖化対策課係長、宮原環境保全温暖化対策課係長、吉原環境保全温暖化対策課主査、原環境保全温暖化対策課主事、米持環境保全温暖化対策課主事

### 【次 第】

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付及び委員紹介
- 3 あいさつ
- 4 事務局紹介
- 5 正副会長選出
- 6 会長あいさつ
- 7 諮問  
「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の在り方について(諮問)
- 8 協議事項  
「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の在り方について(諮問)
- 9 報告事項  
令和元年度長野市環境基本計画後期計画の取組結果について  
(1)第二次長野市環境基本計画後期計画の取組結果とマネジメントレビューについて  
(2)令和2年度指標・目標値の設定について  
(3)令和元年度市有施設のエネルギー使用量について
- 10 その他
- 11 閉 会

### 【資 料】

- ・本日の次第
- ・資料1 長野市環境審議会委員名簿
- ・資料2 事務局職員名簿
- ・資料3 長野市環境審議会特別委員（地球温暖化対策専門部会）名簿
- ・資料4-1 「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の在り方について(諮問)
- ・資料4-2 太陽光発電施設の設置に関する昨今の事例

- ・資料 5-1 令和元年度 第二次長野市環境基本計画後期計画の取組結果とマネジメントレビューについて
- ・資料 5-2 令和2年度 指標・目標値の設定について
- ・資料 5-3 令和元年度 市有施設のエネルギー使用量について

【会議内容】

1 開 会

2 委嘱書交付及び委員紹介 【資料 1】

3 あいさつ

4 事務局紹介 【資料 2】

5 正副会長選出

6 会長あいさつ

7 諮問

「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の在り方について(諮問)

8 協議事項

「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の在り方について(諮問)

【資料 3、資料 4-1、資料 4-2】

(大澤会長)

長野市からの諮問「太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の在り方についてだが、長野市環境審議会には、市の区域内における温室効果ガスの排出の抑制等に関し、必要な事項を調査及び審議する専門部会として、「長野市環境審議会地球温暖化対策専門部会」が設置されている。

諮問について、事務局から内容の説明をいただき、皆さまからご意見をいただきたいと思うが、出された意見をふまえて、専門的知見により専門部会で検討していただければと思うが、いかがか。

(全委員)

了承。

(事務局資料説明)

(大澤会長)

今後のスケジュールについて説明いただいたが、第2回の審議会と答申が10月にあるが、条例化の場合又はガイドラインの強化の場合にしても非常にタイトなスケジュールで間に合うのか。

(事務局)

条例化する場合は、来年の4月施行にしたい。市民の皆様に3ヶ月ぐらいの周知期間が必要となるため、逆算してこのスケジュールで行かないと厳しい。委員の皆様には非常にタイトなスケジュールの中でご意見をまとめていただかなくてはならないが、この案で進めさせていただければと思う。

(大澤会長)

10月に予定している審議会の答申案の検討の時点で、条例化又はガイドラインの強化について判断をするのか、それとも専門部会から検討結果として、条例化かガイドラインの強化のどちらかが示されると理解すればよいのか。

(事務局)

基本的には、専門部会で条例化がよいのかガイドラインの強化がよいのか、プランを本会にお示しする予定のため、10月の答申案の検討の際には、どちらかはっきりしたものが示される。

(小林委員)

ガイドラインに基づく届出件数の50kW以上の届出件数について、平成30年度の3件、令和元年度の2件は、どれくらいの規模であるのか。

更に、令和元年度の20kWから50kWの16件について、レッドエリア2件、イエローエリア14件の計16件だが、全部が20kWから50kWに該当しているのか。

電気事業法の改正があり、20kWから50kWの小出力発電設備の技術基準が非常に厳しくなった。事業者が電気事業法に定める技術基準の適合を確認させる仕組みを取り入れるべきである。

また、その仕組みの実効性を担保するため、条例化するべきである。

(事務局)

令和元年度の50kW以上の規模は、520kWと495kWであり520kWの案件は、イエローエリアである。イエローエリア、レッドエリアの規模別の詳細は、イエローエリアが520kWで1件、49.5kWが10件、それ未満が3件であり、レッドエリアは、49.5kWが1件、それ未満が1件である。

(赤羽委員)

ガイドラインでは弱すぎるため、条例化すべきである。

保険制度を取り入れ、太陽光発電施設の寿命時期には、安全に処理をする方向にもっていくのがよい。

(小川委員)

素人的には、レッドエリアは設置ができない、イエローエリアは条件付きと解釈するが、届出をすることによりレッドエリアでも設置できるのは納得ができない。条例として位置づける必要がある。

(松本委員)

総量規制することは、条例化につながる。50年に一度という災害も毎年全国で多発しており、レッドエリアや土砂警戒区域等において雨の降り方も昔と違う。設置に関して、問題が多くあると思うため、条例化がよい。

(穴山委員)

ガイドラインから条例に変えれば、規制は強まる。規制をいわずに強めると本来の政策目的からはずれる。関係法令以上の規制を条例に規定するには、地域事情に照らし明確な根拠を示す必要がある。

また、国では円滑に事業を進めるために環境配慮に必要な地域とのコミュニケーションを図る目的で、太陽光発電の環境配慮ガイドラインを策定している。再生可能エネルギーの特措法が改正され、FIT制度が令和4年4月に改正される。今後の動向を踏まえて、事前規制ではなく事後規制の形が取れないか検討してほしい。

(小川委員)

近隣に住宅地があれば緩衝地帯を設けることや広さに対する建ぺい率を設けるといいのではないか。

市民参加型の太陽光発電施設として市民、銀行、NPO 法人及び村で売電している事例がある。得た利益を再生可能エネルギー設備の開発や森林整備に回し、災害や非常事態の際には、自分たちで電力を使うシステムになっている。将来的に地産地消が活きてくるとよい。

(小林委員)

資料 4-2 では、法律上の問題はないとしているが、電気事業法についてかなり心配である。雨水排出、土砂流出及び近隣住民の合意など、気になるところである。

(小川委員)

住民合意が大切であり、場の提供や協定書の締結などは、するべきである。住民の声が届く形が望ましい。

(関川委員)

設置する際、説明会の対象者を住民だけでなく、近隣に水田や畑がある場合は、耕作者も対象とするべきである。

(大澤会長)

多くのご意見をいただいた。冒頭に了承いただいたが、今回の意見をふまえて専門的知見から「地球温暖化対策専門部会」に検討していただきたいと思うがよろしいか。

(全委員)

了承。

## 9 報告事項

令和元年度長野市環境基本計画後期計画の取組結果について

- (1) 第二次長野市環境基本計画後期計画の取組結果とマネジメントレビューについて **【資料 5-1】**
- (2) 令和 2 年度指標・目標値の設定について **【資料 5-2】**
- (3) 令和元年度市有施設のエネルギー使用量について **【資料 5-3】**

(事務局資料説明)

(早川委員)

事業系ごみの排出量について、台風被害の影響により目標達成ができなかったとあるが、ごみの総排出量には影響がなかったのか。それとも、含めても目標達成ができたという解釈でよろしいか。

(事務局)

事業系のごみは、毎年多量排出事業者に対し現地に赴き、排出抑制の指導等を行っているが、昨年度は、災害復旧を優先したことにより指導を行えなかった。市民のごみ排出量は、毎年減少している。今後、事業所系の排出抑制を中心に立ち入り調査等を行い、ごみの削減に努めてまいりたい。

(早川委員)

浸水被害によって出されたごみは、カウントされていないのか。

(事務局)

昨年度の災害ごみについては、ながの環境エネルギーセンターに罹災証明等を持参して出したごみは、災害ごみとしてカウントできるが、一般の集積所に通常のごみ袋で出した災害ごみは、判断しきれないところがあり、一概にカウントしていないと判断できないところがある。

(小林委員)

資料5-2の再生可能エネルギーによる電力自給率について、100%は、何kWか。長野市分と理解してよろしいのか。

また、計画目標値の60%の中に既存水力も入っているのか。さらに、ごみ発電も入っているのか。

(事務局)

100%が何kWかについては、改めてお答えする。※

60%の指標の考え方は、長野県の考え方を参考にしているため、既存水力も含まれている。

10 その他

11 閉会

**※小林委員からの質問について、事務局からの回答**

**(質問)**

- ・再生可能エネルギーによる電力自給率100%は何kWになるのか。

**(回答)**

- ・市内の電力需要量を再生可能エネルギーで補うことを目標に、当面は目標指標を60%としています。電力自給率100%のkWは、468,779kWとなります。

※長野市最大電力需要量 468,779kW (過去5年平均 (H22~H26))

※長野市内の再生可能エネルギー発電設備導入容量 242,860kW (H30)

**【内訳】**

太陽光発電	138,695kW
バイオマス発電	4,538kW
水力・小水力発電	99,627kW